

第2 計画の基本方針～人と動物が調和し、共生する地域社会の実現～

動物の飼養を巡る様々な問題は、行政や個人の取り組みだけでは解決できるものではなく、県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、獣医師会及び行政等が、一体となり取り組む必要があります。

また地域において、人と動物がよりよい関係を築くためには、人が動物に対して抱く意識は様々であることを前提とした上で、動物を飼う人と飼わない人、動物を愛する人とかならずしも好まない人が我慢や対立することなく、相互に理解を深めていくことが何よりも大切です。

本計画の基本方針は、県民の協働による「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すこととします。

第3 各主体の責務と役割

県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、獣医師会及び行政等（以下「主体」という）について、それぞれの役割を明確にした上で、動物の愛護と適正飼養に関する施策を協働で推進します。

1 県民

人と動物が共生する社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

人が動物に対して抱く感情は様々であるとの認識の下、地域社会の中で相互に理解を深め、人（動物を飼養する人）と人（動物を飼養しない人）が、より良い関係を築いていくよう努めなければなりません。

2 飼い主（動物の所有者又は占有者）

飼い主の果たすべき役割の基本は法令に基づき、飼養する動物の生態、習性及び生理について理解し、愛情をもって終生飼養することです。

動物の飼い主となる前から、その動物の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努め、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境や家族構成の変化等も考慮に入れ、慎重に判断しなければなりません。

また、地域社会の一員として、人と動物との共生に最大限配慮し、人の生命や財産をはじめ、生活環境を侵害することがないように責任をもって飼養しなければなりません。

3 動物取扱業者

動物取扱業者は、法令で定める基準等を遵守し、取扱う動物の適正な飼養、保管等に努めなければなりません。

また、各主体が行う取り組みに協力し、動物取扱業者としての社会的な責任を担うことが期待されます

動物販売業者については、県民に健康な動物を提供するとともに、購入者に対し適正飼養に関する正しい知識の提供などに努め、人と動物が共生する社会の実現に向け、その一翼を担う役割があります。

4 動物愛護推進員

動物愛護推進員はこの計画を理解し、それぞれが有する経験や知識の下、県や市町村の取り組みを支援する役割があります。

また、動物愛護推進員には、地域のリーダーとして自ら主体となり動物の愛護と適正な飼養の重要性について地域住民の理解を深める活動が期待されます。

5 動物愛護団体

動物愛護団体は、この計画の推進にあたって、独自のネットワークを活用し、各主体に対して、支援や協力を行う役割があります。

また、団体活動については地域住民からの理解の下、各主体と連携を図りながら、「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すよう努めなければなりません。

6 (社) 岐阜県獣医師会

(社) 岐阜県獣医師会(以下「県獣医師会」という)は、動物に対する専門的かつ獣医学的な見地から、動物の感染症発生防止に努めるとともに、動物愛護意識の高揚、動物の適正飼養の推進について自ら積極的に取組むとともに、各主体への助言や指導を行う役割があります。

7 岐阜大学応用生物科学部

教育機関として、この計画の推進について学術的な支援を行う役割があります。

8 市町村

動物の愛護や適正飼養に関する多くの問題や課題は地域に密着したものであり、生活環境を損なう不適正な飼養者への指導や普及啓発などについて、市町村は、地元保健所と連携を図りながら、その解決に取り組まなければなりません。

また、災害時の被災動物の救護等については地域の実情を勘案したうえで、必要となる業務を担います。

なお、岐阜市については中核市として、県に準ずる役割があります。

9 県

県には、犬・ねこの保護や引取り、動物取扱業者や特定動物の飼養施設の監視指導等、専門的な業務があります。

動物の愛護と適正飼養の普及啓発、動物由来感染症(狂犬病を含む)対策及び災害時の被災動物の救護等については、地域に根ざした各主体の活動を支援し、県下全域で円滑な推進を図れるよう広域的な業務を担います。

また、動物愛護推進員の委嘱及び行政担当職員研修の実施等を通じ、動物の愛護と適正飼養の推進に取り組む人材を発掘、育成していく役割があります。

各主体の主な役割の関係図

